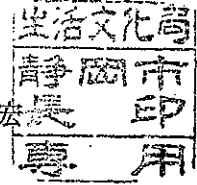


静岡市告示第494号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成24年7月5日

静岡市長 田 辺 信 宏



葵区呉服町一丁目に編入する区域

葵区追手町 53 番 1、53 番 2、54 番 1、54 番 3、56 番、57 番 1、57 番 2、58 番 1 から 58 番 4 まで、59 番 2 から 59 番 4 まで